

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された住民  
監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 29 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

## 第1 請求の内容

### 1 請求人

1名

住所・氏名

### 2 請求書の提出

令和4年10月3日

### 3 請求の要旨（原文のまま掲載。但し、個人名は非公開。）

文化学習課長は、令和4年5月16日に一般社団法人つくし青年会議所（以下、「青年会議所」という。）に対して令和4年5月23日から令和4年6月6日までの間、太宰府市中央公民館敷地（以下、「敷地」という。）に公益社団法人日本青年会議所九州地区福岡ブロック協議会第50回福岡ブロック大会フラッグ（以下、「大会フラッグ」という。）3本を設置することを承諾した（以下、「本件承諾」という。）。（事実証明書1）

敷地は、行政財産であり、敷地に大会フラッグを設置するためには、地方自治法第238条の4第7項の規定による使用許可（以下、「行政財産の目的外使用許可」という。）を受ける必要がある。しかし、文化学習課長は、本件承諾により、青年会議所が敷地に大会フラッグ3本を設置することを認めた。つまり、本件承諾をもって行政財産の目的外使用許可があったとみなしている。（事実証明書2）

太宰府市行政財産使用料条例（以下、「使用料条例」という。）第2条は、「法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。」と規定している。（事実証明書3）

そこで、請求人は、令和4年9月13日に本件許可に関する使用料納付の事実確認のため、太宰府市教育委員会に対して青年会議所が本件行政財産の目的外使用に関して太宰府市に納付した使用料の金額、納付日及び使用料の積算が分かる書類の情報公開請求を行った。この請求に対して太宰府市教育委員会教育長は、令和4年9月27日に情報非公開決定処分を行った。情報を公開しない理由は、「公開請求に係る情報が不存在（使用料を徴収していないため書類は作成していない。）」であり、文化学習課長が、本件行政財産の目的外使用許可に関して青年会議所から使用料の徴収を怠っているという事実が判明した。（事実証明書4）

このため、文化学習課長が青年会議所から使用料を徴収するように監査委員は必要な措置をされるように請求します。

### 4 請求人の提出証拠（事実証明書）

事実証明書1 承諾通知書（写）、「第50回福岡ブロック大会つくし大会のぼり旗設置のお願いについて」の文書（写）

事実証明書2 地方自治法第238条の4（行政財産の管理及び処分）の条文（写）

事実証明書3 太宰府市行政財産使用料条例（写）

事実証明書4 太宰府市情報公開条例第7条及び同施行規則第4条第2項第3号に

基づく情報非公開決定通知書（写）  
事実証明書 5 フラッグ設置写真 3 枚（令和 4 年 6 月 2 日請求人撮影）

## 5 請求書の受理

本件請求は、令和 4 年 10 月 3 日に提出され、地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたため、令和 4 年 10 月 5 日付で受理することとした。

### （1）形式的要件

- ・ 監査請求書に所定の事項が記載され、請求人自ら署名した書面によってなされたものであること
- ・ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

### （2）実質的要件

- ・ 請求人が太宰府市の住民であること
- ・ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること
- ・ 監査請求の対象とした行為が公金の徴収を怠る事実があること
- ・ 監査請求の対象とした公金の徴収を怠る事実によって太宰府市に損害発生の可能性があること
- ・ 監査請求において具体的な公金の徴収を怠る事実を是正するために必要な措置を掲げていること
- ・ 監査請求は、公金の徴収を怠る事実が終了した日（令和 4 年 6 月 6 日）から 1 年を経過するまでになされたものであること

## 6 請求人による資料の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項に規定に基づき、令和 4 年 10 月 13 日に請求人から新たな証拠の提出及び陳述を行った。

新たな資料の提出は無く、また、陳述についても本件請求内容を補足するものであった。

## 第 2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和 2 年監委告示第 1 号)に基づき次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- （1） 条例等に基づかない任意の承諾通知書によるフラッグ 3 本の設置の承認
- （2） 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（以下、「事務委任規則」という。）第 2 条第 7 号の規定に基づき太宰府市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）へ委任された行政財産の目的外使用に係る太宰府市公有財産規則（以下、「公有財産規則」という。）第 27 条及び同規則第 28 条の「行政財産の目的外使用」条項の適用の可否
- （3） 事務委任規則規則第 2 条第 7 号の規定に基づき教育委員会へ委任された行政財産

の目的外使用のための太宰府市行政財産使用料条例（以下、「行政財産使用料条例」という。）第 2 条及び同条例第 3 条並びに同条例第 5 条の規定に基づく使用料の賦課及び徴収

## 2 監査対象部局

教育部文化学習課

## 3 監査の着眼点

職員措置請求記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

- (1) 条例等に基づかない任意の行政財産の目的外使用承諾行為に際し、事務委任規則第 2 条第 7 号の規定に基づき委任された行政財産の目的外使用のため、公有財産規則第 27 条及び第 28 条の「行政財産の目的外使用」条項適用の検討、並びに行政財産使用料条例第 2 条及び同条例第 3 条並びに同条例第 5 条に基づく使用料の額の決定及び当該使用料の徴収の検討を行ったのか。
- (2) 当該使用料の徴収行為に至らなかった正当な理由あり、そのための行政財産使用料条例第 4 条の減免手続きの検討を行ったのか。

## 4 監査の主な内容

- (1) 法第 199 条第 8 項の規定に基づき監査対象部局の関係職員から請求人の主張及び趣旨に対する関係書類等の提出を求めた。また、令和 4 年 10 月 21 日に当該関係書類等に係る事情聴取等により監査を実施した。
- (2) 実施場所  
太宰府市監査委員事務局

## 第 3 監査の結果

### 1 主文

太宰府市長並びに太宰府市教育長に対し、令和 4 年 12 月 28 日までに、一般社団法人つくし青年会議所（以下、「青年会議所」という。）に対する行政財産使用料条例第 2 条から同条例第 5 条の規定に基づく当該使用料の額の決定及び徴収又は減免等適正な措置を講じるよう勧告する。

### 2 理由

#### (1) 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び事情聴取を行った結果、次の事項を確認した。

- ① 青年会議所は、公益社団法人日本青年会議所が開催する「第 50 回福岡ブロック大会つくし大会」（以下、「大会」という。）に対して、太宰府市後援等に関する規程（以下、「後援規程」という。）第 6 条に基づき、太宰市長から同規程第 2 条第 2 号アの実質後援を受けたものであること。
- ② 文化学習課は、青年会議所からの太宰府市中央公民館（以下、「中央公民館」という。）の敷地へのフラッグ 3 本の「設置のお願い」に対し、太宰府市中央公

民館運営規則（以下、「中央公民館運営規則」という。）第2条第2項第1号に該当すると判断し、承諾通知書により設置承諾を決定したものであること。

③ 文化学習課は、①の実質後援をしていることから中央公民館運営規則第6条の目的外使用に該当しないと判断し、使用料の徴収を行っていなかった。したがって、徴収等に関する文書決裁等の手続きを怠っていたこと。

④ 建設課は、青年会議所へ大会のフラッグの道路占用許可を与え、中央公民館の敷地内に設置していたフラッグ3本分も含めて使用料を徴収していたこと。

## （2）監査委員の判断

中央公民館及び同館敷地は、太宰府市教育委員会事務局等組織規則第3条に基づき、文化学習課を所管課とする行政財産として管理運営されている。

本件請求に対する文化学習課の見解は、太宰府市長が当該大会を後援規程第6条に基づき実質後援を行ったものであり、中央公民館運営規則第2条第2項第1号に基づくフラッグ設置申請において、中央公民館運営規則第6条の目的外使用には該当しないと判断したため、料金を徴収しなかったということである。

しかし、教育委員会へ委任されて運用している太宰府市中央公民館使用料条例及び同施行規則、並びに中央公民館運営規則は、中央公民館の施設のうち館内施設のみを対象とした中央公民館本来の利用を想定した使用許可及び使用料に関する規定となっており、中央公民館本来の利用以外の中央公民館の敷地等の目的外の使用については明記されていない。

中央公民館運営規則第2条第2項第1号に基づいて、文化学習課は使用許可の事務を行う義務があるが、使用許可に関する規定に基づいて事務処理を行う必要があることは当然である。また、中央公民館運営規則第6条の意味は、公民館本来の利用を想定した使用許可の目的以外には使用してはならないというもので、本件のような目的外使用許可には適用されない。使用料に関しても、太宰府市中央公民館使用料条例及び同施行規則に本件のような許可に関する規定はない。

したがって、本件使用の許可については、法第238条の4第7項の規定を受けた公有財産規則第27条第1項に基づき、行政財産使用許可申請書を太宰府市長に提出しなければならず、併せて行政財産使用料条例第2条から同条例第5条に基づき使用料の賦課及び徴収又は減免の手続きを行わなければならない。なお、文化学習課が行った本件承諾行為については、公有財産規則第27条の規定に基づかない行為であるが、実質的には使用許可があったものと認められる。今後、同規則の手続きに基づき、事務処理をされたい。

以上のことから、青年会議所が中央公民館敷地内に令和4年5月23日から同年6月6日まで15日間フラッグ3本を設置した行為については、実質的に行政財産の目的外使用許可を行っていると認められるが、行政財産使用料条例第2条から同条例第5条の規定に基づき使用料の賦課及び徴収又は減免の手続きはなされていなかった。

よって、本件請求の記載のとおり当該使用料の徴収を怠っている事実が判明したため、法第242条第5項の規定に基づき主文のとおり決定する。

### (3) 関係法令

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

#### ① 地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

1～6 略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8～9 略

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

#### ② 太宰府市公有財産規則

(行政財産の目的外使用)

第27条 行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 行政財産の目的外使用の許可を決定したときは、申請者に行政財産使用許可書(様式第12号)を交付するものとする。

(許可基準)

第28条 行政財産の目的外使用の許可は、その用途又は目的を妨げないと認める場合で、かつ、当該使用が市の事務事業と密接な関連を有し、若しくはその円滑な執行に寄与するとき、又は公益上必要なときに限り行うものとする。

#### ③ 太宰府市行政財産使用料条例

(使用料の納付)

第2条 法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第3条 前条の使用料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第1(第3条関係)

区分	使用料の額
(1) 土地	当該土地の適正な価額に100分の3を乗じて得た額を年額とし、使用期間が1月未満の場合は、その額に100分の110を乗じて得た額を年額とする。ただし、太宰府市道路占用料徴収条例(平成8年条例第30号)別表に掲げるものを設置する目的で行政財産を使用す

	るときは、同条例第2条の規定を準用する。
(2) 建物	略
(3) その他	略

備考 略

別表第2 略

(使用料の減免)

第4条 使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを減免することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事のために使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用させるとき。
- (3) 地震、火災、水害等の災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急収容施設として使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用料の徴収)

第5条 使用料は、行政財産の使用を開始する前に徴収する。ただし、使用の期間が1月以上の場合において月額又は年額により使用料を定めたときは、当該月又は年度内において市長が指定する日までに徴収することができる。

④ 太宰府市道路占用料徴収条例

別表 (第2条関係)

(単位：円)

占用物件		単位	占用料	
略	略	略	略	
令第7条第1項 に掲げる物件	略		略	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的 に設けるもの	1本につき 1日	20
		その他のもの	1本につき 1月	200
略	略	略	略	

備考 略

※令：道路法施行令

※道路法施行令第7条1項に掲げる物件：看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

⑤ 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則

(教育委員会に対する委任事務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる権限を太宰府市教育委員会（以下「委員会」という。）に委任する。

(1)～(6) 略

(7) 委員会の所管に属する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。

(8)～(21) 略

⑥ 太宰府市教育委員会事務局等組織規則

(事務分掌)

第3条 各課及び各係の事務分掌は、次のとおりとする。

課	係名	事務分掌
略	略	略
文化学習課	文化学習係	1～11 略 12 中央公民館の管理運営に関すること。 13～18 略
略	略	略

⑦ 太宰府市中央公民館運営規則

(職員)

第2条 条例第4条に規定する公民館職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 館長

(2) 参事補佐又は係長

(3) その他の職員

2 前項に規定する職員の職務は、次に掲げる職務とする。

(1) 中央公民館施設の維持管理及び使用許可に関すること。

(2)～(4) 略

(目的外使用等の禁止)

第6条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し若しくは転貸してはならない。

⑧ 太宰府市立公民館条例

(職員)

第4条 太宰府市中央公民館（以下「本館」という。）に、館長その他必要な職員を置く。

⑨ 太宰府市後援等に関する規程

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 略

(2) 後援 事業の趣旨に賛同し、次の区分により行政等の援助を行うものをいう。

ア 実質後援 補助金の給付、物的援助、経済的援助、事業の運営に関する人的支援、その他直接事業に対し支援を行うもの

イ 名義後援 略

(申請)

第5条 後援等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、後援等申請書(様式第1号)に、事業計画書、収支予算書等その他市長が求める資料を添えて提出しなければならない。

2 略

(後援等の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を十分審査し、適当と認める場合には、後援等決定通知書(様式第2号)により申請者あてに通知しなければならない。

2 略

3 略

3 意見

今回、監査対象部局の監査により判明した建設課が行った中央公民館敷地内のフラッグの道路占用許可及び使用料の徴収に関しては、道路管理者である建設課の事実誤認による徴収行為であり、当該事実関係に基づき是正を図られたい。

最後に、太宰府市長並びに太宰府市教育長におかれては、現在の条例等に明記されていない中央公民館の管理運営等に関する事項については、早急に整備を図るとともに、法令等の解釈及び適用並びに運用について、今回のような誤りが生じないよう職員の資質向上を図り、法手続きを厳密に執行されるよう努められたい。